

## 第22回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月28日(木) 午後2時00分から午後3時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 15番 中井 悟  
会長職務代理 7番 西元 道啓  
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝  
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市  
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志  
9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎  
11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫  
13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一  
16番 伊藤 忠幸
- 4 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第5 農地法第5条の規定による許可申請について  
第6 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第7 農用地区域の変更について  
第8 振興・農政専門委員会意見交換会について  
第9 後志地方農業委員会連合会定期総会について  
第10 地区別農業委員会会長・事務局長会議について
- 5 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則  
農地係長 小柳 大騎

## 6 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、 15 名であります。  
定足数に達しておりますので、これから第 22 回蘭越町農業  
委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであり  
ます。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、14番 杉本委員と16番 伊藤委員を指名いたし  
ます。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決しました。

日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。

第 21 回の総会以降の諸般について、報告いたします。

4月12日 育苗施設安全祈願、育苗施設

4月14日 育苗施設出荷初日慰労訪問、育苗施設

4月14日 後志地方農業委員会連合会

会計監査、役員会、定期総会

地区別農業委員会会長・事務局長会議、

倶知安町 ホテル第一会館

4月16日 立憲民主党泉代表外育苗施設視察、育苗施設

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4、議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通

知についてを議題とします。

番号1～番号5について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和4年4月28日提出、蘭越町農業委員長名。

説明の前に、図面についてですが、今までは解約と売買・賃貸で全く同じ図面であれば解約議案部分に1枚だけでしたが、売買・賃貸案件説明時に該当図面が見つげづらいという声があったことから、今後は同じ図面を2枚用意することといたします。今回であれば議案第1号2番と議案第3号4番5番及び議案1号4番と議案3号6番が該当し、同じ図面が2枚あります。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和3年5月9日から令和4年5月8日までで強化法によるものです。通知年月日は令和4年4月15日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和4年4月28日です。解約理由は、譲渡するためです。

つづきまして番号2番ですが、これから説明する番号2番と次の3番は貸主・借主ともに同じですが解約理由が異なり、合意解約書も別々のため、案件を分けております

番号2番 貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和2年5月29日から令和12年5月27日までで農地法によるものです。通知年月日は令和4年4月1日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和4年4月28日です。解約の理由は、契約内容等を変更するためです。

番号3番 貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和2年5月29日から令和12年5月27日までで農地法によるものです。通知年月日は令和4年4月15日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和4年4月28日です。解約の理由は、譲渡するためです。

番号4番 貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和2年5月29日から令和12年5月27日までで農地法によるものです。通知年月日は令和4年4月15日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和4年4月28日です。解約の理由は、譲渡するためです。

番号5番 貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成29年12月28日から令和9年12月27日までで強化法によるものです。通知年月日は令和4年4月14日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和4年4月28日です。解約の理由は、譲渡するためです。

ご審議お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

6番  
(宮武委員)

番号1番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇から〇〇の方へ〇〇ほど進み、右折すると、右側に〇〇さんの住宅があります。そのまわりの農地となっております。また、議案第3号にも出てきますので、よろしくお願いいたします。

16番  
(伊藤委員)

番号2番～4番まで説明させていただきます。内容については事務局説明のとおりです。

場所につきましては、まず2番、〇〇さんの自宅から〇〇を挟んで向かいの圃場となります。

3番は〇〇さんの自宅から〇〇方面に〇〇ほど進んだところから山側へ行ったところにある圃場になります。

4番は〇〇の〇〇の〇〇挟んで向かい側の圃場になります。

7番  
(西元委員)

番号5番、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇さんの住宅から〇〇を挟んだ向かい側に一団地、〇〇さんの住宅から少し川側のところに一団地、〇〇の住宅とは反対側にある〇〇から〇〇方向に〇〇と並行してる〇〇があり、その奥の一団地となります。また、議案第3号にも出てきますので、よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議 長

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第 1 号については、原案のとおり受理することとします。

日程第 5、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号 1 から番号 2 について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第 5 条第 1 項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和 4 年 4 月 28 日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号 1 番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇、土地は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡、農用地区域外の第 1 種農地、権利の種類は使用貸借です。申請理由は、土捨場として使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は第 1 種で第 1 種農地については原則不許可となっておりますが仮設工作物の設置その他の一時的な利用として、当該農地を供することが必要と認められる場合は不許可の例外となっており、本件につきましては、令和 7 年 4 月 30 日までの一時使用であること、土捨場として利用すると同時に農地改良をするために、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号 2 番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇、土地は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡、農用地区域外の第 2 種農地、権利の種類は使用貸借です。申請理由は、土捨場として使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分は、小集団農地のため、第 2 種農地になり、本件につ

きましては、令和7年4月30日までの一時使用であること、土捨場として利用すると同時に農地改良をするために、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1から2については前回の総会で農地法第5条の規定による、許可について、許可相当である旨、北海道農業会議に諮問しておりました。

この度、北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

ご審議お願いいたします。

議 長

補足説明の前に、〇〇という会社について事務局から説明願います。

事務局  
(高田局長)

〇〇については、去年も同じように転用の申請を行っているのですが、土木工事などの運搬業を主に行っている会社で、建設会社からの下請けとして、今回も転用の申請をしております。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

2番  
(近藤委員)

番号1番から2番について、内容については事務局説明のとおり、土捨場として使用するためです。

場所につきましては、まずは1番、〇〇から入り、〇〇の手前となります。

2番は〇〇のすぐ横となります。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。  
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

異議なし

議 長

原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第2号は、原案のとおり決定し、許可することといたします。

す。

日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1～7について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和4年4月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番, 田で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円で、圃場条件が悪いためこの価格設定となっています。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年6月1日、対価の支払期限は令和4年5月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるためです。

別紙調査書については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番, 田で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年9月1日、対価の支払期限は令和4年8月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

別紙調査書については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は〇〇、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番, 田で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年6月1日、対価の支払期限は令和4年5月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、個人から農地を譲り受け、農業経営の安定化を図るためです。

別紙調査書については記載のとおりです。

次の番号4番と5番は中間管理事業に係る賃貸借です。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和4年5月2日から令和9年5月1日までの5年間です。価格は総額で〇〇円で10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇円です。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和4年5月2日から令和9年5月1日までの5年間です。価格は総額で〇〇円で10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、個人から農地を借り受け、農業経営の安定化を図るためです。

別紙調査書については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円、畑で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年7月1日、対価の支払期限は令和4年6月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、個人から農地を譲り受け、農業経営の安定化を図るためです。

別紙調査書については記載のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年6月1日、対価の支払期限は令和4年5月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

別紙調査書については記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

2 番

番号1番について説明します。内容については事務局説明のと



(近藤委員)

おりです。場所についてですが、〇〇を進み、〇〇を過ぎて左側になります。かなり単価が安いのですが、非常に圃場の状態が悪く、畦が無く、遊休化も進んでいることから引き受け先が無かったところを〇〇さんに買っていただいたことから、この値段となっております。

6番  
(宮武委員)

番号2番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所についてですが、議案第1号でも説明しましたが、〇〇さんの住宅のまわりの農地となります。

3番  
(高山委員)

番号3番の〇〇の部分について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所についてですが、〇〇さんの住宅から〇〇沿いに上がっていったところにある農地です。

16番  
(伊藤委員)

番号3番の〇〇部分について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所についてですが、〇〇と〇〇のT字路の手前〇〇くらいのところを右手の山の方に入っていった場所となります。

引き続き番号4番から6番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。

場所についてですが、番号4番と5番については議案第1号2番に出てきた〇〇さんの自宅近くの場所となります。

6番は議案第1号3番と4番で出てきた場所に加えて、〇〇の方の田んぼから山に上がっていったところにある小さな田んぼとなります。

7番  
(西元委員)

番号7番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所についてですが、1号議案の中から〇〇番を除いた農地となります。

議長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第3号について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

日程第7、議案第4号、農用地区域の変更についてを議題とします。

番号1から番号2について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第4号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。

令和4年4月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

今回協議があったのは、変更が2件です。

番号1番、申請者は〇〇、場所は〇〇番、現況は田で、〇〇㎡です。申請理由は乾燥場を新設するため、変更するものです。

番号2番、申請者は1番と同じく〇〇、場所は〇〇番、現況は田で、〇〇㎡です。申請理由は農業用倉庫新設のため、変更するものです。

図面番号、議案第4号1～2番をご覧ください。場所は、〇〇の〇〇さん宅の裏手の〇〇の近くで、1番は道路から近くの、2番は1番より少し奥にいった場所になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

(質疑なし)

議 長

質疑なしと認めます。

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

日程第8、報告第1号、振興・農政専門委員会意見交換会について、近藤委員長から報告願います。

2番  
(近藤委員)

振興・農政専門委員会意見交換会の結果報告をいたします。蘭越町の今後の農業のあり方についてを議題とし、出席者は金町長、西河課長、亀山主幹、福岡農政係長、高田事務局長、小柳農地係長と振興・農政専門委員8名でした。蘭越町が目標としている4項目である、ブランド化の確立、販売拡大、安全安心で持続可能な農業生産の確立、基盤整備事業・スマート農業の推進の中でも特に販売拡大と安全安心で持続可能な農業生産の確立の2項目について、意見交換を行いました。

販売拡大については、米の国内需要が増えない昨今、国内に留まらず、海外の輸出にも目を向けないと、他の生産地に後れをとるということで、町としても今後、力を入れていかなければならないというところがございます。そのためには、グローバルGAPなどのGAP認証を積極的に行っていくことが必要ではないかと考えられます。

持続可能な農業生産の確立については、蘭越町の水田の面積は2,875haある中で、水田耕作面積が1,482ha、転作面積が1,004haとなっており、現状、規模拡大が進んでいる状態となっています。その中で、後継者不足、耕作者の高齢化に伴い、条件不利地を中心とした遊休化が懸念されています。また、水田活用直接支払い交付金の見直しを受けての、水田の活用方法の見直しが急務であるといえます。それと、持続性の高い農業生産が可能な農地の維持を図るためには、町・JA・生産者との情報の共有が必要であり、我々農業委員の責任も大きいと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

以上が意見交換会の内容となり、今後も町としては今挙げた諸問題に取り組んでいかななくてはならないということでありました。

以上で報告を終わります。

議 長

ただいまの報告について、ご意見やご質問などありませんか。

7番  
(西元委員)

グローバルGAPの話が出たのですが、これを進めていくための人員を町は配置するつもりなのかをお聞きしたいのですが。

事務局  
(高田局長)

町としては、先日退職された菅原指導員の後任の人員を募集しており、それについて農業委員会としては米の専門知識だけではなくGAP認証やスマート農業などの幅広い情報をもっている人を要望している旨、町長には報告しております。ただ、道の退職者等を中心に色々と探してはいるのですが、いまだに人員補充の目途は立っていないのが現状です。

7番  
(西元委員)

わかりました。それと、輸出米についてですが、ようてい農協さんの倉庫で区分別に分けなければならないところだと思うのですが、輸出米はすぐには出荷できず、ある程度の期間保管しなければなりません。それに対し、輸出米の倉庫に対して、国は補助金を出していると聞いていますが、町や農協としてはそのあたりを模索されているのでしょうか。

2番  
(近藤委員)

今までであれば、国の指定集荷業者に補助金が当たっていたと思うのですが、単独で行う倉庫に対しての補助金は厳しいのではないのでしょうか。

10番  
(金子委員)

農協としては、補助金についてはまだ探っている段階なので、現在報告できることはありません。

7番  
(西元委員)

わかりました。それと、もし今後、精米施設や倉庫を新設するとすれば、国道沿いなどの目立つ場所に建設することで、蘭越米のアピールにも繋がると思います。

議長

この件について他にご意見やご質問などありませんか。

全委員

(質疑なし)

議長

それでは、続きまして日程第9、報告第2号後志地方農業委員会連合会定期総会についてと日程第10、報告第3号地区別農業委員会会長・事務局長会議については関連がありますので、一括して報告いたします。

事務局から報告願います。

事務局  
(高田局長)

報告第2号後志地方農業委員会連合会定期総会についてと、報告第3号地区別農業委員会会長・事務局長会議については関連が

ありますので、併せて報告させていただきます。

まず、後志地方農業委員会連合会定期総会についてですが、4月14日倶知安町で開催され、会長とともに出席して参りました。

午前中に中井会長が令和3年度の監査を行い、その後役員会を開催し、議案の審議を行い、午後から定期総会が開催されました。

議事としましては、人事異動により新たに農業委員会事務局長となられた3名の紹介と事業報告のあと、会計収支決算、基金の決算・管理状況報告と会計検査報告が承認され、令和4年度の事業計画、市町村負担金、収支予算についても承認されております。なお、昨年度も新型コロナウイルス感染症の拡大により、行うことができなかった事業があるため、発生した余剰金について、新たに100万円を基金に積み立てまして、令和3年度末の基金総額につきましては228万円となっております。

そして最後に、任期改選に伴う北海道農業会議の理事候補者の推薦が議題となり、現後志地方連会長の共和町の今村会長を継続して推薦することとなりました。

また、地方連における今後の行事予定についてなのですが、5月30日に東京で予定されておりました北海道選出国會議員要請集会と、北海道4区選出国會議員への地方連単所要請行動につきましましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて中止となり、また5月31日に同じく東京で開催されます全国農業委員会会長大会につきましましては、出席者を最小限度にすることが北海道農業会議の常設審議委員会で決定されたため、参加は農業会議の役員中心となり、地方連としての参加は困難とのことでした。

このため、地方連単所要請行動につきましましては、例年12月頃に開催される全国農業委員会会長代表集会にあわせて対応する予定とのことでした。

続きまして、定期総会終了後に開催されました、北海道農業会議による会長・事務局長会議についてですが、農業委員会を巡る情勢や、令和5年度農業政策・予算に関する要望書について、農業者年金の加入促進と制度改正、農業委員への女性の登用推進に向けた具体的取組について、令和4年度における会議・研修会等開催予定についてが議題となりました。

概要としましては、令和4年3月8日に閣議決定され、令和5年4月より施行される農地制度の改正により、今までにない規模

の農地制度の大改正が行われ、経営基盤強化法による農用地利用集積計画が廃止され、農地バンク法(農地中間管理事業の推進に関する法律)の改正により、農地バンクに農用地利用集積等促進計画が組み込まれます。また、人・農地プランの法定化により10年後に目指すべき農地の利用の姿としての目標地図を作成するとともに、下限面積要件は廃止され、農業委員会による農地利用の最適化指針の作成が義務づけられるなど、農業委員会に求められる役割がますます大きくなります。

また、農業会議が国に提出する、令和5年度農業政策と予算に関する要望について、全道の農業委員会から寄せられた要望・意見について説明がありましたが、水田活用交付金に関する意見・要望については、非常なデリケートな問題であるため、今回の要望書では触れず、今後のワーキンググループ等で意見を述べていく、との説明がありました。

これらの農業会議乾専務理事の説明に対し、中井会長からは、中間管理機構を通しての利用集積について、北海道の農業者にとっては、手数料が発生するなどメリットがないのではないか、という意見が述べられ、また出席した他の農業委員会会長からは、一連の農地制度の改正について、官僚の視点に立っての改正であり、特に北海道は本州と状況も考え方も違うので国の書いた絵のとおりには動かない、農業会議がそれを主張せずに、決まったから理解してくれ、の一辺倒では存在意義がないのではないか、こんな状況では農業委員のなり手もいなくなるし、農業の担い手がなくなる。今のウクライナ危機等により、食料の安定供給が脅かされつつある今、食料自給率の問題について、このままでは危機に対応できないと強く提起する機会ではないか、等の強い意見が出されていました。

これらの意見に対し、多田農業会議会長は、中間管理機構については機能していない。だからこそ今回の法改正。農業委員は国の使い走りではない。現場のことは現場にまかせろと言っている。国が金をやるから農業しろ、ではなく安心して農業ができる施策を、農産物が適正価格で売れる状況を、と強く訴えていきたい。

法改正については、決まったことは仕方ない、という一面は確かにあるが、北海道の状況にあわせた特例等、なにかしらの落としどころはないか、強く訴えていきたい、と答えておりました。

以上で報告を終わります。

議 長

ただいまの報告について、ご意見やご質問などありませんか。

5 番  
(岩間委員)

法改正についてはどのようなスケジュールなのでしょうか。

事務局  
(高田局長)

まだ、具体的なスケジュールは示されていません。

議 長

他にご意見やご質問などありませんか。

全委員

(質疑なし)

議 長

それでは、その他の報告について事務局からお願いします。

事務局  
(小柳係長)

先月の総会で協議いたしました最適化活動の目標の設定の変更について、左上に変更後・変更前と書かれているホチキスで2枚止めしている資料をご覧ください。

その中で1枚目の変更後の中の農地の集積にかかる目標について、赤字で記載している3カ所が変更となった部分です。

経緯としましては、先月の段階では総会の前に道の振興局確認では問題なかったのですが、今月になり、北海道農業会議の方から、集積の目標年度は当該年度ではなく、令和2年度から10カ年で北海道共通で設定している令和12年度に、集積率の95%も当該年度末の目標ではなく、計画目標全体の部分に記載し、当該年度には95%から現在の集積率の90.7%を引き、残りの目標年数で割った91.1%にするように指示があり、別添のとおりの変更となりました。

また、今回の総会から入口に段ボールを設置しましたので、処分したい文書はこの箱に入れてください。事務局でシュレッダーにかけておきます。

以上で報告を終わります。

事務局  
(高田局長)

次回総会 は、5月31日(火) 13:30を予定しています。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

以上で報告を終わります。

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第22回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時15分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩